

採用試験（公務員・教員）突破プログラム
K-CIP 【Kyoritsu Career Improvement Program】 2025 履修ガイド

1. K-CIP とは

職業として高い人気を維持している公務員・教員については、年々採用試験の受験者が増加し、独学では合格困難な状況となっています。

K-CIP は、公務員採用試験・教員採用試験を目指す学生のために導入した本学独自のキャリア教育プログラムです。資格予備校に匹敵する質の高い講義を学内で受講でき、試験対策の費用や学習時間を軽減することができます。

2. K-CIP の特長

K-CIP は、以下の6つの特長があります。

- ① K-CIP 科目は、大学の教育課程内の科目として「自由選択科目」区分に配当されており、卒業に必要な単位（自由選択科目区分の卒業要件単位：18 単位）に含まれる。
- ② 専門学校での学習期間は通常 1～2 年程度。K-CIP は 4 年かけて、無理のない復習型の授業を展開。
- ③ ダブルスクール（大学に通いながら、夜間や空いた時間に専門学校等に通う学習スタイル）の必要がなく、経済的・時間的負担を最小限に抑え、専門的な学習と試験対策ができる。
- ④ 専門学校と比べて受講料（履修料）が安い。
- ⑤ 専門学校の個人学習とは違い、大学の友人と共に学ぶことができる。
- ⑥ 担当教員による個別面談を通じて、徹底した学習のサポートが受けられる。また、一部の講義は、動画を配信するため、採用試験に有効な反復学習が可能。

3. K-CIP の履修方法

（1）コース選択について

K-CIP は、希望職種に対応して A～C の 3 コースが設定されています。

希望職種および K-CIP コースと受講できる学科の対応は以下のとおりです。

希望職種	K-CIP コース	経済学部		スポーツ学部
		経済・経営学科	地域創造学科	スポーツ学科
公安職	A（教養・SPI）	○	○	○
行政職（専門試験なし）	A（教養・SPI）	○	○	○
行政職（専門試験あり）	B	○	○	○
教職（中学「社会」）	C	○	—	—
教職（高校「地理歴史」）	C	○	—	—
教職（高校「公民」）	C	○	—	—
教職（中高「保健体育」）	C	—	—	○

※K-CIP を履修開始する時点で、コースを選択します。

※A コースの学生は、3 年次から受験を希望する自治体等の試験内容に応じ、教養試験対策を行う A コース（教養）と SPI 試験対策を行う A コース（SPI）のいずれかを選択します。A コース（SPI）コースを希望する学生は、「SPI 試験対策希望届」を提出する必要があります。

※C コース（教職）を希望する学生は、所属する学科の教職課程を履修すること（別途履修願）が必要となります。

（2）開講カリキュラム・チェック表について

『K-CIP 開講カリキュラム・チェック表』【別途配付】にて単位数、開講学年・期、希望職種コース別の履修科目等を確認し、履修登録を行ってください。履修登録していない場合は、K-CIP 辞退とみなすことがあります。履修した科目についてはチェックを行い、漏れのないように受講してください。

『開講カリキュラム・チェック表』は、コース別に必ず履修する科目を○印、必須ではないオプション科目を△印で示しています。

(3) 履修手続きについて

- ① K-CIP 履修者は、「履修願」【別途配付】に必要な事項を記入し、教務課に提出してください。
- ② 履修登録については、当期の全てのコース科目を学生自身が Web で履修登録するものとします。
開講カリキュラム・チェック表に○印がついている科目は、必ず履修しなければなりません。
なお、K-CIP 特待生は、○印の科目を履修していない場合、更新審査により警告対象となり、更新できなくなる可能性がありますので注意してください。
また、複数クラス開講科目に関してはクラスを指定する場合があります。
- ③ 「履修願」未提出者および登録料・履修料未納者については、当該期の『K-CIP 関連科目』の履修・成績が取り消されますので十分に注意をしてください。
- ④ K-CIP 科目の再履修は、認められません。履修は1科目につき1度のみとします。

(4) 登録料・履修料等の納付について

K-CIP 科目の履修には、「登録料」及び「履修料」の納付が必要です。登録料は、K-CIP の履修開始時（1 年次）に1度だけ徴収します。履修料は、履修登録の有無に関わらず学期ごとに開講単位数分を徴収します。2 年次以降配当のオプション科目を履修登録した場合は1 単位 10,000 円の追加徴収を行います。

登録料と履修料は、以下の金額です。

(単位：円)

	1 年次 (登録料)	2 年次 (履修料)		3 年次 (履修料)		4 年次 (履修料)	合計
	前期	前期	後期	前期	後期	前期	
A コース (教養)	20,000	30,000	30,000	30,000	30,000	20,000	160,000
A コース (S P I)	20,000	30,000	30,000	10,000	10,000	20,000	120,000
B コース	20,000	40,000	40,000	40,000	40,000	20,000	200,000
C コース	20,000	10,000	20,000	10,000	20,000	20,000	100,000

(K-CIP 特待生のみ履修料全額免除)

- ① 納付した登録料・履修料は、K-CIP の受講を取りやめても返還されません。
- ② 履修料の徴収は学期ごとに納付書により手続きします。
(前期は6月上旬、後期は11月中旬に保護者住所に郵送予定)
※各科目で使用する教科書代については、別途購入費用が必要です。

(5) 履修に係る特例措置について

1) K-CIP の途中受講について

K-CIP の履修については、原則1 年次前期からであるが、1 年次後期以降から履修を希望する者に対しても履修を認めます。この場合、1 年次配当科目については、履修に努めてください。なお、受講を認める学年等について、希望コースに応じ以下に定めます。

コース	希望職種	途中受講を認める時期
A	公安職・専門試験のない行政職	3 年前期までの各学期
B	専門試験のある行政職	3 年前期までの各学期
C	教職	2 年前期までの各学期

2) 受講途中のコース変更について

受講途中においてコースを変更したい場合は、「コース変更願」【別途配付】に必要な事項を記入し、教務課に提出してください。また、変更を認める時期および学期は以下のとおりとします。なお、3 年次に A コースへ変更する場合は、以降の履修科目の確認が必要となりますので、別途配付している『開講カリキュラム・チェック表』（チェック欄記載済のもの）を併せて提出してください。

コース	変更を希望するコース	変更を認める時期	備考
A	B	3年前期まで各学期	Cコースは、教職課程を履修していること。
	C	2年前期まで各学期	
B	A(教養・SPI)	3年前期まで各学期	CコースからAコースに変更する場合は、修得できていないCコースのオプション科目の履修に努めること。
	C	2年前期まで各学期	
C	A(教養・SPI)	3年前期まで各学期	Aコースは、3年次に、Aコース内の教養対策とSPI対策を選択する。
	B	2年前期まで各学期	

3) 辞退者の履修再開について

K-CIPを一度辞退した者が、履修再開を申し出た場合の履修を認める時期について、希望コースに応じて以下に定めます。

コース	希望職種	履修再開を認める時期
A	公安職・専門試験のない行政職	3年前期までの各学期
B	専門試験のある行政職	3年前期までの各学期
C	教職	2年前期のみ

(6) K-CIP プログラムの辞退について

- ① K-CIP履修願いを提出した者がK-CIPプログラムを辞退する場合は、「K-CIP辞退届」に必要事項を記入し、教務課に提出してください。
- ② 納入済のK-CIP登録料またはK-CIP履修料についての返金はしません。
- ③ 期の途中で登録料または履修料を納入済の等場合は当該期までのK-CIP科目の受講を認めます。

4. K-CIP 特待について

(1) 奨学制度について

- ① K-CIP特待生の履修料は全額免除となります。
- ② 学期ごとの更新基準(別途定める)があります。
- ③ K-CIP特待生がK-CIPプログラムを辞退する場合は、次の期限までに「K-CIP辞退届」を提出しなければなりません。

【前期：8月の第3週目まで】 【後期：2月末日まで】

※期日までに辞退届を出した場合は、条件を満たせば一般特待への変更が可能です。

※採用試験受験不可によりCコースの学生が辞退ではなく、Aコースへのコース変更を希望する場合は、コース変更届の提出が必要です。

- ④ K-CIP特待生が開講カリキュラム・チェック表に○印がついている科目を当該学期に履修していない場合は、更新審査の警告対象となります。

(2) 希望職種の採用試験の受験について

- ① K-CIP特待生は、4年次に希望職種(公務員・教員)の採用試験を受験してください。
- ② 受験資格がなくなった場合や、受験を放棄する場合はK-CIP特待生を辞退することとなりますが、Aコースへの変更については3年前期まで認めます。手続きについては、上記4(1)③により行ってください。

5. その他

A・Bコース（公務員）の違いについて

【Aコース】	【Bコース】
【公安職】 治安をつかさどる、又は治安維持に従事するものとして規定された公務員の職の区分 ⇒警察官や消防吏員	【技術系職】 土木・建築・電気・機械・化学等
【行政職】 行政事務に従事する公務員の職に用いられる区分 ⇒総合的な事務系職（専門試験なし）	【行政職】 行政事務に従事する公務員の職に用いられる区分 ⇒総合的な事務系職(専門試験あり)